

# 大学機関別認証評価を通じて得られた新潟大学の課題

企画戦略本部評価センター 関 隆宏

## Issues obtained from institutional certified evaluation and accreditation of Niigata University

Takahiro Seki, University Evaluation Center, Strategy and Planning Office

In 2004, all higher education organizations in Japan were required to undergo certified evaluation and accreditation, with an emphasis on "quality assurance" and "improvement" of education and research activities in universities. Niigata University carried out NIAD-UE's (National Institution for Academic Degrees and University Evaluation's) institutional certified evaluation and accreditation in 2007, and was recognized as having met the standards for universities at the institutional level.

In completing the self-assessment report, various problems at our university were clarified. In particular, it can be said that the experience of arranging the situation of our university from an institutional viewpoint was extremely significant in considering future improvements and developments.

As strict standards of "quality assurance" and "improvement and enhancement in quality" will be required of each university in the future, many issues remained to be solved at our university. This report describes several problems obtained through institutional certified evaluation and accreditation of Niigata University. We consider that clarifying and addressing these issues will allow us to obtain maximal benefits from the evaluation and meet the requirements for higher education in Japan.

*Keywords : institutional certified evaluation and accreditation, quality assurance, improvement and enhancement in quality*

### 1. はじめに

平成16年度より認証評価が全ての大学・短期大学・高等専門学校で義務化された。認証評価においては、教育研究活動等の「質の保証」と「改善」に重きが置かれている。認証評価制度の導入に伴い、これまでの自己点検・評価に加えて第三者評価（認証評価）による質の保証や改善という枠組みができたことになる。また、評価結果は公表されるため、大学等が社会による評価を受けるという側面も有している。

新潟大学は、平成19年度に大学評価・学位授与機構を評価機関として大学機関別認証評価を受審し、「新潟大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を得た。これは、本学の総合的な状況が適格であると認定されたことを意味している。

一方、認証評価を受審する過程で、多大な労力を要して自己評価書が作成された。とりわけ、本学の状況について全学的な観点から（おそらく）初めてとりまとめた経験は、今後の本学の在り方を考える上で極めて有意義だったといえる。それは、自己評価書の作成ならびに認証評価結果の通知を通じて、本学のさまざまな課題が浮き彫りになったからである。もちろん、認証評価の受審だけでは教育研究活動を改善したこ

とにならないのであり、これをどう活かすかが、認証評価の眼目の一つである改善につなげる意味で重要である。

今後、各大学に厳しく求められる「質の保証」そして「質の向上」に向けて、本学に残されている課題も少なくない。本稿では、大学機関別認証評価を通じて得られた本学の課題を対外的に示されている点と自己評価書に内在する点から指摘する。

### 2. 大学機関別認証評価とは

#### (1) 認証評価制度の概略

認証評価制度は平成16年4月より施行された。学校教育法第109条において、大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価（機関別認証評価）を受けることが定められている。なお、専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価（専門職大学院分野別認証評価）を受けることが義務付けられている。

現在、大学を評価の対象とする認証評価機関は、大

学基準協会、日本高等教育評価機構、大学評価・学位授与機構の3機関である。

#### (2) 大学評価・学位授与機構による認証評価の内容

本学が認証評価機関として選んだ大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という）の大学機関別認証評価について簡単に説明する。

機構の大学機関別認証評価における基本方針として、

- ① 大学評価基準に基づく評価
- ② 教育活動を中心とした評価
- ③ 各大学の個性の伸長に資する評価
- ④ 自己評価に基づく評価
- ⑤ ピア・レビューを中心とした評価
- ⑥ 透明性の高い開かれた評価

の6つが掲げられている。

機構が定めている評価基準は11あり、その多くが、いくつかの内容に分けて規定されており（表1参照）、これらを踏まえて基本的な観点が設定されている。基準を満たしているかどうかの判断は、11の基準ごとに総合的に行われる。

評価結果は、大学全体として、すべての基準を満たしている場合に、機関としての大学が機構の定めた大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表することになっている。一方、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨が公表される。

評価報告書では、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断できる場合には「優れた点」に、基準を満たしているものの改善の必要が認められる場合には「改善を要する点」に、その旨が記述される。

評価は、書面調査と訪問調査により実施される。書面調査は、大学が作成する自己評価書の分析と、機構が独自に調査・収集する資料・データなどに基づいて実施される。訪問調査は、書面調査では確認できない事項について調査する。本学の場合、学長等の責任者との面談、教職員との面談、在学生・卒業（修了）生との面談、施設視察等が行われた。

#### (3) 国立大学法人評価との違い

国立大学法人評価制度と認証評価制度は、同じ平成16年度に導入された制度であるため、誤解が生じる場合がある。そこで、これらの違いについて簡単にまとめたい。

認証評価は、学校教育法を基礎とした制度であり、設置形態にかかわらず、すべての大学、短期大学、高等専門学校を対象に7年以内ごとに実施される。また、評価機関が定める基準に基づいて、対象となる教育機関が掲げている目的や目標に照らして、成果があがっているかという視点で評価する。主要な目的は、対象機関における教育研究活動の質の保証にある。

国立大学法人評価は、国立大学法人法を基礎とした制度であり、国立大学法人のみが対象である。6年間

の中期目標終了時に、あらかじめ策定してあった中期目標・中期計画の達成状況を評価する。（実際には、中期目標期間の最初の4年間の終了時点における達成状況の評価が大きく影響するとされる。）その主眼は、中期目標期間における質の向上である。

### 3. 対外的に示された課題

本学の自己評価書も評価結果も本学のウェブサイト（[http://www.niigata-u.ac.jp/profile1/40\\_plans\\_020.html](http://www.niigata-u.ac.jp/profile1/40_plans_020.html)）に掲載されており、外部からもその内容を見ることができる。両者ともに、基準ごとに「優れた点」と「改善を要する点」が記載されている。

評価報告書では、本学の「優れた点」が多く指摘されているとともに、「更なる向上が期待される点」が1つ指摘されている（主なものを表2に示した）。これらは、本学の状況が他大学よりも優れているあるいは進んでいると第三者の評価委員が認めたものである。したがって、自信を持ってより一層発展させ、「個性ある大学」としての「輝く個性」につなげるべきである。

以下では、評価報告書ならびに自己評価書で指摘されている「改善を要する点」を述べ、若干の説明を加える。

#### (1) 評価結果で指摘された改善を要する点

評価結果の中で、本学に示された改善を要する点は以下の2点（原文のまま）である。これらは、いずれも「質の保証」の観点から早急に解決することが望まれるとともに、次回の認証評価において確実に問われる事項であると考えべきだろう。

- ・大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。
- ・蔵書が収容可能冊数を超えており、図書資料の利用上の障害となっている。

#### (2) 自己評価書で指摘した改善を要する点

自己評価書において、本学はいくつかの改善を要する点を指摘しているが、これらが評価報告書で取り上げられていないのは、評価委員が「質の保証」の面から致命的欠陥ではないと判断したためと考えられる。しかし、これらはあくまで最低ラインをクリアした程度であって、本学が想定する（あるいは期待されている）水準からは十分でないと思えるべきであり、改善を要することは言うまでもない。重要度・緊急度を勘案すると、以下の①～③に分類できるだろう。ここで記載する課題については、(1)と重複するものは省略し、原文のままとした（ただし、原文だけでは内容が理解できない箇所について、その補足説明を括弧内に加えた）。

##### ① 至急取り組むべき事項

大学院教育の実質化や定員充足の厳格化が求められている状況を踏まえると、以下の課題は、今後の認証

評価において致命的な問題になりうる。また、一定の成果をあげるまでには時間を要するため、至急取り組むべきであると考えられる。

- ・大学院の教育課程の改革を行う体制については、「大学院教育改革ワーキンググループ」が機能を開始したところであり、このワーキンググループの活動を、大学院の教育課程の充実に繋げる必要がある。
- ・大学院博士後期課程で、実入学者数が入学定員を下回る状況になっているため、その改善について検討中であるが、改善の取組を強化する必要がある。
- ・大学院におけるシラバスについては、今後、記載内容の充実とともに、その活用状況の調査・検証が必要である。

#### ② 中期計画の達成に向けて取り組むべき事項

認証評価において、以下の課題に係る状況・取組そのものは「質の保証」の面からクリアしていると考えられる。一方、これらの課題は、本学の中期計画と密接にかかわる内容を含んでいる。国立大学法人評価において、中期計画の達成状況が「質の向上」の面から評価されるが、これらは一定の進捗は認められるものの、「実施状況がおおむね良好である」という標準ランクの評価にとどまることが予想される。ここに記載されていることが実現できると、最も高い評価である「実施状況が良好である」が得られる可能性が高まり、本学の努力が十全に評価されるばかりでなく、本学の特色ある取組として他大学の参考になるなど、対外的に与える影響もあると思われる。

- ・大学院自然科学研究科と現代社会文化研究科の博士後期課程の標準修業年限内学位取得率が、全国平均は上回るものの満足すべき状況ではない。大学院課程における教育プログラムの充実を図る活動が始まっており、それを充実することにより一層の改善を図る必要がある。
- ・授業評価アンケートを全学で管理する体制を確立したが、評価結果を改善につなげる仕組みをさらに充実することが求められる。
- ・（教育改善に向けた）部局レベルでの取組は、JABEEの認定を受けているなど先進的に取り組んでいる部局と、その他の部局との取組方に相違がみられる。こうした相違を乗り越えるため、FD連絡協議会を中心に、それぞれの部局での優れた事例の共有や協力関係づくりなどに取り組んでいる。

#### ③ 長期的視野に立った改善が必要な事項

以下の課題は、継続性や予算の問題がからむため、すぐに解決することは難しいが、長期的な視点から着実に改善しなければならないものである。

- ・老朽化が著しい課外活動施設、学生寄宿舎等については、限られた予算の中での整備努力を行っているが、十分な改善が行われているとは言えない

状況にある。今後は長期借入金の導入等、民間資金を活用した改善方策も視野に入れて検討していく必要がある。

- ・（附属図書館における「Web of Science」などの）二次データベースの整備が遅れており今後の課題となっている。

#### 4. 自己評価書から見える課題

筆者は、自己評価書作成時は他大学に在職していたので、本学の自己評価書の作成には携わっていない。筆者が本学に着任した後で、自己評価書を客観的に読んでみて、その記述が不十分であると感じられた事項がいくつかあった。このような箇所は、根拠資料等が不足していたために、自己評価書の作成にかかわった教職員が大いに苦勞して執筆したことが想像される。いずれにせよ、訪問調査の際に質問された事項が多く含まれているのも事実であり、本学における意識が必ずしも高くなかったと見るべきだろう。また、そのまま放置しておけば、次回の認証評価のときに、自己評価書の執筆者が同じ苦勞を繰り返すことは目に見えている。「質の保証」あるいは「質の向上」の観点からしかるべき取組を行い、次回の認証評価までに解決されていることが望まれる。

##### (1) 組織の適切性

本学の学士課程の場合、9学部31学科（課程）という構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切であることを説明するための規則・規程等が存在しない。大学全体からみた各学部等の位置づけを明確にすることが求められる。同様のことが大学院研究科、センター等についても指摘できる。

中期目標期間の達成状況評価（平成20年度実施）における「現況調査表」でも記載が求められていたように、今後、大学の目的・目標等と各組織の目的・目標等との整合性がつねに問われることが予想されるので、すぐに取りかかるべき課題と言える。

また、教務委員会等の組織の構成、あるいは管理運営のための組織及び事務組織の規模と機能が適切なものであることを示す論拠が必要である。

##### (2) 大学院における入学者選抜

大学院において、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているか、またそれを検証するための取組が行われているかについて、具体的な言及がなかった。責任が各研究科に委ねられているためと想像されるが、全学的な把握が求められる。

##### (3) 教育内容

各学部・研究科における教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されていることが十分に説明されていない。現在、「学位の通用性」や「カリキュラム・ポリシー」が盛んに言われているなかで、本学が進めている「主専攻プログラム」化を

通じて適切な説明が可能になると期待される。

効果的な教育の実施にあたって、授業形態の組合せ・バランスは重要な要素である。したがって、各学部・研究科においてはその考え方を明確にすることが求められる。さらに、「単位の実質化」が強く求められていることから、その推進は大変重要である。また、「単位の実質化」について認識不足の教員もいるようであるから、意識の啓発も必要であろう。

認証評価受審後に行われた、中期目標期間の達成状況評価における各学部・研究科の教育に関する「現況調査表」の作成にあたって、この反省を踏まえ、各学部・研究科に対して上記の内容をしっかりと意識した記述を求めた。今後、その実質化に向けてさらなる取組が必要であることは言うまでもない。

なお、「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）において、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の「基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」の中で、次の施策が示されている。

- ・社会の信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上
- ・共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上
- ・大学院教育の組織的展開の強化

本学としても、これらの施策への対応を考えていくことになるだろうが、それは上記の問題や後述の(5)で指摘する問題の解決につながると考えられる。

#### (4) 成績評価

成績評価基準や卒業（修了）認定基準が組織として作成され、それらに従って、成績評価、単位認定、卒業（修了）認定が適切に実施されていることについて、今回の認証評価では規則・規程が整備されていることで基準をクリアしている印象がある。

今後、「質の保証」の観点から「成績評価の厳格化」や「出口管理」が厳しく問われることは確実であり、次回の認証評価において、成績評価等の実施について今回よりも厳しく問われることが予想される。大学としてももちろんであるが、各学部・研究科においても、これらをしっかりと実施している根拠を示すことができるようにする必要がある。

#### (5) 教育の成果・効果

教育の成果や効果をさまざまな観点から示すことが求められる。今回の認証評価では、最小限のデータが示されていたのみであり、このデータの他の項目や学部・研究科別の分析等が加えられていれば、さらに内容に説得力を持たせることが可能だったかもしれない。

国際的にも、高等教育の質の保証の観点から、「教育の成果・効果」の説明が重視される傾向にある。国内に目を転じると、中央教育審議会大学分科会認証評価特別委員会における検討課題の一つに、認証評価機関が行う学習成果の厳正な判断方法について挙げられ

ており、次回の認証評価では、今回よりも詳細な分析が必要になると予想される。

認証評価受審後、各学部・研究科の教育に関する「現況調査表」を作成する際に、学部・研究科別の教育の成果・効果についてとりまとめられ、教育の成果・効果を説明するための土壌が作られつつある。大学全体でも、また各学部・研究科においても、教育の成果・効果を検証・分析する体制をしっかりと整える必要がある。

#### (6) データ

大学の諸活動、特に教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切かつ体系的に収集し、分析する体制の構築は急務である。この構築により、評価活動の充実ならびに効率化、さらには機動的な大学運営が図られると考えられる。これについては、関(2009)の4節を参照されたい。

## 5. おわりに

認証評価の眼目は「質の保証」と「改善」にある。大学としての質を保証するために、すべての評価基準をクリアすることが最低限求められており、まずこれが問われている。本学において、最低限のものをクリアするにしても、さまざまな課題が内包されていたことは重要である。そこには、本学がこれまで意識してこなかったものがあるかもしれないが、こうした課題に向き合うことで質の保証あるいは改善が図られることが期待される。また、大学のユニバーサル化、大学のグローバル化、国立大学法人化に代表される大学をとりまく環境の変化にどのように対応していくのか、理念と具体を両立させる必要に迫られていることを忘れてはならない。

同時に、組織としての向上を考えるならば、そしてより高い水準を希求するならば、改善のプロセスは必要不可欠である。本学の自己評価書はこれを意識したものになっており、改善のための羅針盤となりうるものである。また、実際に改善が行われるためには、担当者を中心に各構成員が共通の認識を持つことが必要であり、さらに効果的・効率的な改善にあたっては、組織的な取組が必要になる。認証評価がその契機を与えるものでなくてはならない。

ところで、評価基準の随所に「大学の目的に照らして」という文言が出現する。これは各大学に求められている「大学の個性」を示すことに関連していると考えられる。次回の認証評価では、これらを一層明確にすることが一とりわけ国立大学において一求められるだろう。その手がかりが、評価報告書における「優れた点」、あるいは第二期中期目標・中期計画にあるはずである。

平成20年9月に文部科学大臣から中長期的な大学教育の在り方について中央教育審議会に諮問がなされた。

諮問理由説明のなかに、①自己点検・評価、認証評価、分野別評価等を通じた大学教育の質保証システムの構築、②大学の評価における国際的な視点の導入と、世界的規模での大学に関する評価活動への対応、が記載されていた。次回の認証評価は、これらの議論を踏まえて新たな評価基準が提示されることも考えられる。したがって、これらの動向を注視するとともに、それに迅速に対応できる体制の構築も必要になるだろう。

**参考文献**

川口昭彦（大学評価・学位授与機構編集）（2006）大学評価文化の展開—分かりやすい大学評価の技法（大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ）. ぎょうせい.

関 隆宏（2009）国立大学法人評価に関わる学内評価活動の方途—「中期目標期間の達成状況報告書」「現況調査表」の作成経験を踏まえて—. 新潟大学大学教育開発研究センター大学教育年報, 14, 印刷中.

大学評価・学位授与機構編著（2007）大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証（大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ）. ぎょうせい.

大学評価・学位授与機構編著（2008）大学評価文化の展開—評価の戦略的活用をめざして（大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ）. ぎょうせい.

中央教育審議会大学分科会制度・教育部会（2008）学士課程教育の構築に向けて.

文部科学省（2008）教育振興基本計画.

表1 大学評価基準とその内容（平成19年度実施分）

<b>基準1 大学の目的</b>	
1-1	大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
1-2	目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。
<b>基準2 教育研究組織（実施体制）</b>	
2-1	大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
2-2	教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
<b>基準3 教員及び教育支援者</b>	
3-1	教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
3-2	教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
3-3	教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
3-4	教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。
<b>基準4 学生の受入</b>	
4-1	教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
4-2	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
4-3	実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。
<b>基準5 教育内容及び方法</b> (学士課程)	
5-1	教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
5-2	教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
5-3	成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**基準6 教育の成果**

- 6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**基準8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

**基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**基準10 財務**

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**基準11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

表2 評価報告書に記載された主な優れた点、更なる向上が期待される点

<主な優れた点>

- 教養教育と専門教育とを、連続性・段階性・体系性を有する一貫した全学的教育体制に組み換え、「分野・水準表示法」によって各授業科目の内容とレベルを標準化しており、学生が自分の能力、意欲に応じて諸分野の基礎から高度な内容まで履修できる環境を整えている。
- 学生の多様なニーズに対応できる副専攻制度により、所属学部の学位とは別に、特定分野の学習成果を認定している。
- 文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラムにおいて、平成17年度に「中越地震に学ぶ赤ひげチーム医療人の育成」が採択されている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成18年度に「企業連携に基づく実践的工学キャリア教育—職業意識の自己形成に向けた学生・技術者・教員の協働—」が採択されている。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成15年度に「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成—創造性豊かな技術者を志す学生の連携による教育プログラム—」（共同プロジェクト）、平成18年度に「学生主体の三位一体新歯学教育課程—社会に貢献する包括的歯科医師の育成を目指して—」、平成19年度に「総合大学における外国語教育の新しいモデル—初修外国語カリキュラムの多様化と学士課程—貫教育システムの構築—」が採択されている。
- 文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、平成17年度に「留学生大学院教育の実質化による国際貢献」が採択されている。
- 文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにおいて、平成16年度に「裁判と法実務の国際的体験研修プログラム」（共同プロジェクト）及び「法学未修者向け導入教育プログラム開発」、平成17年度に「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」（共同プロジェクト）が採択されている。
- 文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムにおいて、平成19年度に「ダブルホーム制による、いきいき学生支援—地域協働による、学生の自律を目指す、予防的環境の構築—」が採択されている。
- 文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムにおいて、平成19年度に「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」（共同プロジェクト）が採択されている。
- 統合型学務情報システム（学務情報ポータルサイト）を構築・運用し、情報ネットワークを通じて自宅からのアクセスを含めて24時間利用可能としている。
- 電子ジャーナル経費を全学共通経費で確保し、充実度が高く、有効に活用されている。

<更なる向上が期待される点>

- 学士課程における「主専攻プログラム化」及び「大学院教育の実質化」に向けたさまざまな取組など、教育課程の改善に努めていることは高く評価できるが、教育課程の更なる充実につながる取組を期待する。